

所管部課名	教育部学校教育課			
事務事業名	小学校扶助費、中学校扶助費			
根拠法令	へき地児童生徒援助費等補助金交付要綱（国）、修学旅行補助金交付要領			
補助経過年数	11年以上15年以下			
平成27年度 予算額	国県支出金	その他	一般財源	その他の内容
	1,495千円	627千円	千円	868千円
	指標名	目標値	目標年度	
成果指標①	修学旅行への参加者児童数・生徒数	全員参加	平成32年度	
成果指標②				
補助対象者	甌島地区児童生徒の保護者会			
補助対象経費	修学旅行に要する交通費、宿泊料			
補助対象事業・活動の内容	甌島地区の小・中学校が計画する修学旅行			
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 事業補助のみ <input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他		
補助金額又は補助率	修学旅行に要する交通費、宿泊料の2分の1			
上記項目の積算方法	本土地域との格差			

項目	平成24年度		平成25年度		平成26年度		
	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	
補助を受ける 過去3カ年事業 の決算状況等の 収入	自己資金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
	事業収入		0.0%		0.0%		0.0%
	寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
	市補助金	2,584,755	100.0%	874,063	100.0%	1,907,493	100.0%
			0.0%		0.0%		0.0%
	(前年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
	計	2,584,755	100.0%	874,063	100.0%	1,907,493	100.0%
支出	事業費						
	人件費						
	その他事務費						
	(翌年度繰越金)						
	計	0		0		0	
支出計/前年度支出計							
自己資金/前年度自己資金							
翌年度繰越金/市補助金		0.0%		0.0%		0.0%	
交付件数	8		3		7		
成果指標の推移①	112		26		98		
成果指標の推移②							

別紙参照

特記すべき事項等
 【今年度改善点】 地域的ハンディをなくすためにも継続すべき。
 【前回評価】 平成24年度「継続」補助対象者が適当であるか検討すべき。
 【その他】 対象児童生徒が、全員参加することができ、見識を深めることができた。

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	B	甌島地区の小・中学生の保護者に限定される。
必要性	次のいずれかに該当するものである。	A	甌島地区の小・中学生が経済的負担を理由に参加できない状況がないよう、支援が必要である。
	① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。		
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	この補助金により辞退することなく修学旅行に参加できている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	学校が計画する行事であるため、各学校にある団体が行うことが妥当である。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	国の補助金交付要綱に則った金額となっている。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられないなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	B	地域的ハンディを克服するため、固定的な補助になる。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	学校の奉仕活動等で、地域との連携を深めている。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	国も、へき地の経済的負担の軽減のための補助金を支出しており、地域的ハンディを克服するため、他に適当な政策手段がない。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	地域的ハンディを克服するため、本土地域との格差を解消するものとなっている。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	≪今後の改革の方向性≫ <input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 必要性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	≪上記方向の理由≫ 経済的負担を理由に、修学旅行の参加辞退がないことが示される。		≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫		≪まとめ≫

修学旅行補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市教育委員会関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第103号）第2条の表に掲げる修学旅行補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 修学旅行補助金に係る補助事業等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 修学旅行補助金の交付を申請した甑島地区の小・中学校が計画する修学旅行の一層の充実と健全な運営を図るものであること。
- (2) 前号の甑島地区小・中学校修学旅行計画の達成に資することが明白であること。

(補助金の額)

第3条 修学旅行補助金の額は、次条に定める児童・生徒にかかる経費の合計額とする。

(補助対象経費)

第4条 修学旅行補助金は、甑島地区の児童・生徒の修学旅行に要する交通費、宿泊料の2分の1の額について交付する。

(交付の申請)

第5条 修学旅行補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年12月28日とする。

(交付の基準)

第6条 修学旅行補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 当該申請者に修学旅行補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 修学旅行補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類

は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類

(2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類
(効果の測定)

第8条 修学旅行補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、修学旅行への参加者児童・生徒数を用いて測定するものとする。

(補助事業者等の責務)

第9条 修学旅行補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の教育行政諸施策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

(削除)

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から施行する。